

流通業務総合効率化法における認定基準

【経済産業省／国土交通省／農林水産省令】より（加工文）

○「中小企業共同流通業務総合効率化事業の用に供するもの」に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

一 次に掲げる社会資本等又は卸売市場の周辺五キロメートルの区域内、地場産業が集積している地域の周辺の区域内その他これらに準ずる区域内で物資の輸送の合理化に資すると認められる地点に立地するものであること。（※）

イ 高速自動車国道のインターチェンジ等

ロ 鉄道の貨物駅

ハ 港湾

ニ 漁港

ホ 空港

ヘ 流通業務団地

ト 工業団地

二 次のいずれかを有するものであること。

イ 自動仕分装置（自動制御又は遠隔制御により物資を仕分けるものに限る。）

ロ 自動搬送装置（自動制御又は遠隔制御により物資を搬送するものに限る。）

ハ 搬入用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。）及び搬出用自動運搬装置（自動検量機構を有するものに限る。）

ニ 垂直型連続運搬装置（二以上の階に貨物を運搬するものに限る。）

ホ 自動化保管装置（遠隔制御により貨物の出し入れを行うものに限る。）

ヘ 電動式密集棚装置（遠隔制御により保管棚の移動を行うものに限る。）

ト 貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき流通業務施設内における貨物の保管場所を特定するシステムに限る。）

三 データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）を有するものであること。

四 流通加工の用に供する設備を有するものであること。

（※）例えば企業城下町における共同物流センターの設置など、中小企業者の輻輳輸送の解消による合理化、環境負荷の低減のみならず、ジャストインタイムの物流管理・輸配送が図られる地点（告示：基本方針より）

○「倉庫（倉庫業の用に供するものに限る）」に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

一 次に掲げる社会資本等又は卸売市場の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。

イ 高速自動車国道のインターチェンジ等

ロ 鉄道の貨物駅

- ハ 港湾
- ニ 漁港
- ホ 空港
- ヘ 流通業務団地
- ト 工業団地

二 倉庫業法第六条第一項第四号の国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三 貯蔵槽倉庫にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

- イ その容積が五千立方メートル以上のものであること。
- ロ 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置を有するものであること。

四 冷蔵倉庫にあっては、次のいずれにも該当するものであること。

- イ その容積が三千立方メートル以上のものであること。
- ロ 次のいずれかを有するものであること。

- (一) 自動仕分装置
- (二) 自動搬送装置
- (三) 垂直型連続運搬装置
- (四) 自動化保管装置
- (五) 電動式密集棚装置
- (六) 貨物保管場所管理システム

五 貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外のものにあっては、次のいずれにも該当するものであること。

- イ その床面積が千五百平方メートル（当該流通業務施設の階数が二以上のものにあっては、三千平方メートル）以上のものであること。

- ロ 前号ロに該当するものであること。

六 データ交換システムを有するものであること。

七 流通加工の用に供する設備を有するものであること。

○「卸売市場」に該当する特定流通業務施設については、次のとおりとする。

一 次に掲げる社会資本等の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。

- イ 高速自動車国道のインターチェンジ等
- ロ 鉄道の貨物駅
- ハ 港湾
- ニ 漁港
- ホ 空港
- ヘ 流通業務団地
- ト 工業団地

二 その取扱品目がイからニまでに掲げる品目のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれイからニまでに掲げる面積以上の卸売場を有するものであること。

- イ 青果物（野菜及び果実をいう。） 九百九十平方メートル

ロ 水産物 六百平方メートル（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものにあつては、九百九十平方メートル）

ハ 肉類 三百平方メートル

ニ 花き 六百平方メートル

三 温度を調節する機能を備えた卸売場又は保管所のいずれかを有するものであること。

四 次のいずれかを有するものであること。

イ 自動仕分装置

ロ 自動搬送装置

ハ ターレット式構内運搬自動車（電気又はガスを動力源とするものに限る。）及び動力の供給装置

ニ 自動化保管装置

五 データ交換システムを有するものであること。

六 流通加工の用に供する設備を有するものであること。

○「その他」の特定流通業務施設については、次のとおりとする。

一 次に掲げる社会資本等又は卸売市場の周辺五キロメートルの区域内に立地するものであること。

イ 高速自動車国道のインターチェンジ等

ロ 鉄道の貨物駅

ハ 港湾

ニ 漁港

ホ 空港

ヘ 流通業務団地

ト 工業団地

二 その床面積が千五百平方メートル（当該流通業務施設の階数が二以上のものにあつては、三千平方メートル）以上のものであること。

三 次のいずれかを有するものであること。

イ 自動仕分装置

ロ 自動搬送装置

ハ 搬入用自動運搬装置及び搬出用自動運搬装置

ニ 垂直型連続運搬装置

ホ 自動化保管装置

ヘ 電動式密集棚装置

ト 貨物保管場所管理システム

四 データ交換システムを有するものであること。

五 流通加工の用に供する設備を有するものであること。

特定流通業務施設の基準早見表(施行規則)

基準	通常の流通業務施設	中小企業共同流通業務総合 効率化事業 の用に供する施設	卸売市場	営業用倉庫		
				貯蔵槽倉庫	冷蔵倉庫	その他
いづれかの周 辺5km以内 立地要件	高速道路のインターチェンジ 鉄道の貨物駅	高速道路のインターチェンジ 鉄道の貨物駅	高速道路のインターチェンジ等 鉄道の貨物駅	高速道路のインターチェンジ等 鉄道の貨物駅		
	港湾	港湾	港湾		港湾	
	漁港	漁港	漁港		漁港	
	空港	空港	空港		空港	
	流通業務団地	流通業務団地	流通業務団地		流通業務団地	
	工業団地	工業団地	工業団地		工業団地	
	卸売市場	卸売市場	—		卸売市場	
	—	地場産業が集積している地域の 周辺の区域内その他これら に準ずる区域内	—		—	

特定流通業務施設の基準早見表(施行規則)

基準	通常の流通業務施設	中小企業共同流通業務総合 効率化事業 の用に供する施設	卸売市場	営業用倉庫		
				貯蔵槽倉庫	冷蔵倉庫	その他
いずれかを有 していれば可 設備要件	自動仕分装置	自動仕分装置	自動仕分装置	—	—	自動仕分装置
	自動搬送装置	自動搬送装置	自動搬送装置	—	—	自動搬送装置
	搬入用自動運搬装置及び搬 出用自動運搬装置	搬入用自動運搬装置及び搬 出用自動運搬装置	—	搬入用自動 運搬装置及 び搬出用自 動運搬装置	—	—
	垂直型連続運搬装置	垂直型連続運搬装置	—	—	—	垂直型連続運搬装置
	自動化保管装置	自動化保管装置	自動化保管装置	—	—	自動化保管装置
	電動式密集棚装置	電動式密集棚装置	—	—	—	電動式密集棚装置
	貨物保管場所管理システム	貨物保管場所管理システム	—	—	—	貨物保管場所管理システム
	—	—	ターレット式構内運搬装置及び 動力の供給装置	—	—	—
	データ交換システム	データ交換システム	データ交換システム	データ交換システム		
	流通加工の用に供する設備	流通加工の用に供する設備	流通加工の用に供する設備	流通加工の用に供する設備		
施設の規模要件	1500平方メートル	—	第1条第1項第2号参照	5000立方メートル	3000立方メートル	1500平方メートル

特定流通業務施設の基準早見表(施行規則)

基準	通常の流通業務施設	中小企業共同流通業務総合 効率化事業 の用に供する施設	卸売市場	営業用倉庫		
				貯蔵槽倉庫	冷蔵倉庫	その他
その他特別の要件	—	—	温度調節機能の完備	倉庫業法の基準に適合		

流通業務総合効率化法の認定に係る審査要件(基本方針)

要件	記述箇所	中小企業共同流通業務総合効率化事業 の場合の要件の記述箇所
1 流通業務総合効率化事業の目標		
流通業務総合効率化事業の目標	第1	1～5頁
環境負荷低減目標	第2 6環境負荷の評価	第2 6環境負荷の評価 12頁
2 流通業務総合効率化事業の内容		
総合効率化計画の作成主体	第2 3総合効率化計画の作成主体	第5 2中小企業共同流通業務総合効率化事業 の基本的考え方 (3)及び(4) 6頁
事業実施業種	第2 2流通業務総合効率化事業の業種	第5 2中小企業共同流通業務総合効率化事業 の基本的考え方 (3)及び(4)及び(5) 20頁
事業の実施主体及び運営体制	第3 1事業の実施主体及び運営体制	第5 2中小企業共同流通業務総合効率化事業 の基本的考え方 (2) 19頁
総合化要件	第2 4流通業務総合効率化計画の内容 (1)	第5 2中小企業共同流通業務総合効率化事業 の基本的考え方 (2) 22頁
効率化要件	第3 1事業の実施主体及び運営体制 (2)	第5 2中小企業共同流通業務総合効率化事業 の基本的考え方 (2) 19頁
環境要件	第2 4流通業務総合効率化計画の内容 (2)	第5 2中小企業共同流通業務総合効率化事業 の基本的考え方 (2) 22頁
物流事業に関する許認可要件	第2 1基本的考え方 (2)	第2 6環境負荷の評価 12頁
港湾流通拠点地区の指定の要件	第2 6環境負荷の評価	第2 6環境負荷の評価 12頁
各中小企業者の商取引への配慮	第3 2流通業務総合効率化事業の実施に必要な物流事業の実施に関する許 な物流事業の実施に必要な物流事業に関する許 第4 2港湾流通拠点地区の指定の要件	第5 2各中小企業者の商取引への配慮 22頁
交通量の集中等による影響への配慮	第6 6交通量の集中等による影響への配慮	25頁
関係法令の遵守	第6 7関係法令の遵守	25、26頁
3 流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の概要		
特定流通業務施設に関する要件	第2 5特定流通業務施設	10～12頁
4 流通業務総合効率化事業の実施時期		
事業の実施期間	第2 7流通業務総合効率化事業の実施期間	12頁

※詳細は施行規則に記載

